

個人県民税寄附金税額控除に関して鹿児島県の個別 指定を受けようとする法人・団体等の皆様へ

鹿児島県総務部税務課

1 制度の概要

鹿児島県内に事務所を有する一定の法人又は団体等（県内に主たる事務所を有する法人又は団体等を除きます。）に対する寄附金※で、県民の福祉の増進に寄与するものとして所定の手続により知事が指定したものについては、寄附者の方が個人県民税における税額控除を受けることができます。

※ 税額控除の対象となる寄附金

- (1) 所得税法第78条第2項第2号に掲げる寄附金
（公益を目的とする事業を行う法人又は団体（国立大学法人等）に対する寄附金のうち財務大臣が指定したもの）
- (2) 所得税法第78条第2項第3号に掲げる寄附金
（特定公益増進法人（独立行政法人、公益社団法人・公益財団法人、学校法人、社会福祉法人、更生保護法人等）に対するもので、当該法人の主たる目的である業務に関連する寄附金）
- (3) 租税特別措置法第41条の18の2第2項に規定する特定非営利活動に対する寄附金
（認定NPO法人、仮認定NPO法人が行う特定非営利活動に関する寄附金）
- (4) 所得税法第78条第3項の規定により特定寄附金とみなされる金銭
（認定特定公益信託に対して支出した金銭）

（注）鹿児島県内に主たる事務所を有する一定の法人又は団体等に対する寄附金については、知事の指定は不要です。

2 指定の手続

- (1) 上記1の指定を受けようとする法人・団体等は、「控除対象寄附金指定申請書」に次の資料を添付して申請を行ってください。

＜添付書類＞

- ア 所得税法又は租税特別措置法の対象となっていることを証する書類
- イ 法人の登記事項証明書の写し
- ウ 県内に事務所を有することを証する書類
- エ 定款、寄附行為その他これらに準ずるものの写し
- オ 申請の日の属する事業年度の事業計画及び収支予算書
- カ 申請の日の属する事業年度の前事業年度の事業報告書及び収支決算書
- キ その他知事が必要と認める書類

- (2) 申請については、県において審査し、その結果を申請者に通知します。

指定した場合には、指定した法人又は団体等の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地等を県のホームページに掲載します。

3 指定を受けた寄附金に関する変更等の届出

次の(1)又は(2)に該当するときは、速やかに「控除対象寄附金指定申請事項変更等届出書」にその事実を証明する書類を添えて届け出てください。

- (1) 指定を受けた寄附金が所得税の寄附金控除の対象でなくなったとき
- (2) 指定を受けた時の申請事項（法人又は団体等の名称，代表者の氏名，主たる事務所の所在地，鹿児島県内の事務所の名称及び所在地，寄附金の受入れの目的及び使途並びに鹿児島県民の福祉の増進に寄与する理由）に変更があったとき

*** 寄附金の受領等**

「条例指定寄附金を受領される法人・団体等の皆様へ（個人県民税関係）」をご覧ください。

<申請書類の提出先>

鹿児島県総務部税務課直税係

〒890-8577

鹿児島県鹿児島市鴨池新町10-1

電話番号 099-286-2201（直通）

受付時間 平日8:30～17:15